

保護者の皆さまへ

保育施設・事業 現況届のしおり（2号・3号用）

尼崎市こども入所支援担当

1 支給認定現況届とは

支給認定現況届は、子ども・子育て支援法施行規則第9条に基づく、保育施設・事業をご利用いただくにあたっての重要な届出です。提出がない場合は、保育施設等をご利用いただけなくなる可能性がありますので、必要書類を確認いただき、提出期限までに提出してください。

対象は、令和7年7月1日現在の在籍児童の全世帯です。

2 必要書類

＜添付書類＞ ※(1)(2) 1世帯に1部 (3)児童1人につき1部

- (1) 保育を必要とする事由を証明する書類（支給認定現況届 別表2参照）・・・保護者それぞれ必要。
- (2) 世帯の状況を証明する書類（支給認定現況届 別表1参照）・・・該当する世帯のみ。
- (3) 支給認定証・・・お手持ちの支給認定証の記載事項が現状と相違がある場合は返却が必要。

- ・世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。あらかじめ、ご了承ください。
- ・提出期限までに保育の必要性に関する書類の提出がない場合、又は不備がある場合は、求職活動で認定します。（後日、教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書兼変更届（以下「変更届」という。）に不足書類を添付し追加提出があれば、求職活動から認定変更します。）
- ・支給認定現況届の3・4ページの別表1と別表2を参考に、各家庭に応じた(1)保育を必要とする事由を証明する書類、(2)世帯の状況を証明する書類、を提出してください。
- ・提出期限までに必要書類の提出がない場合は、11月からの保育料等に影響することがあります。詳しくは4ページの「～必ずお読みください～」で確認してください。

3 提出期限及び提出先

8月22日（金）までに保育施設等へ提出してください。

- ※ 提出先は、8月1日現在利用されている保育施設です。
 - ※ きょうだいが別の市内認可保育施設に在籍している場合は、2号・3号認定を受けている子どもの中で、一番上の子の利用施設（市外施設利用のきょうだいを除く）へ提出してください。
 - ※ きょうだいが新2号・新3号認定を受けている場合や、2号・3号認定を受けて企業主導型保育事業を利用している場合は、現況届は児童ごとに作成し、それぞれの提出先へご提出ください。
- なお、就労証明書等の添付書類は、一番上の子に原本を、それ以外の子には写しを添付してください。

4 参考

（１）「保育の必要性」の事由

保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

	事由	保護者の状況
①	就労	月64時間以上（ただし、1日実働4時間以上かつ月16日以上）の労働に常態的に従事していること（復職予定者も含む）
②	妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合（多胎の場合は前14週間）又は出産後8週間以内の場合
③	疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で児童の保育が困難な場合
④	介護等	同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していることにより家庭で児童の保育が困難な場合
⑤	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で児童の保育が困難な場合
⑥	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
⑦	就学	大学等に在学、または職業訓練を受けている場合
⑧	育児休業中の継続入所	産前休暇を取得する以前に就労により既に保育を利用して、当該育児休業の間も継続して保育を利用する必要があると認められること
⑨	その他	上記に類する状態として市長が認める場合

【注意事項】

- ① 夜間（保育施設等の開所時間外）の就労も算定に含みます。
- ⑥ 離職後90日以内に就労し、「就労証明書」の提出をしていただきます。
- ⑦ 趣味の講座、カルチャースクール等は対象外です。

（２）「保育の必要量（保育を必要とする時間）」の区分

保育を必要とする時間数に応じて、「保育の必要量（保育を必要とする時間）」の認定を行います。

「保育の必要量」には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由や通勤時間（園への送迎時間を含む）なども含めた就労時間等により認定します。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。

- 保育標準時間 ⇨ 月120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧、求職活動（最大11時間までの利用）
- 保育短時間 ⇨ 月64時間以上120時間未満の就労、育児休業中の継続入所（最大8時間までの利用）
「就労」かつ「保育標準時間」認定の方が、「保育短時間」を希望する場合、別途支給認定変更の申請が必要です。

※疾病・障害、介護等及び就学の場合は状況に応じて保育の必要量を認定します。

5 「保育短時間」にはコアタイムがあります

コアタイムとは、「保育短時間」の認定を受けた方の基本となる保育時間等のことをいい、**午前8時30分から午後4時30分まで**とします（保育施設等で異なります）。

なお、月64時間以上120時間未満の就労等、本来であれば「保育短時間」認定となる場合であっても、コアタイムを恒常的に超えて利用する必要のある方については、「保育標準時間」を認定します。

【注意事項】

- 「保育短時間」認定を受けた方がコアタイムを超えて利用した場合、開所時間内であっても**延長保育料が発生**します。

保育施設等は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に必要な範囲で利用するものであり、**認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。**（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）

実際の保育時間につきましては、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育施設等とご相談ください。

（１）認定の有効期間

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。

有効期間が切れると、保育施設等の利用ができませんのでご注意ください。

事由	保育認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
① ③ ④ ⑤	お子さんの小学校就学まで（③～⑤は提出資料によって有効期間あり）
②	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦	保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで
⑧	育児休業の対象となるお子さんが満1歳を迎える日（誕生日の前日）が属する月の末日まで。 ただし、満1歳を迎える日が属する月の翌月以降、認可保育施設等の利用申込みをし、入所できなかった場合は、最大その年度末（3月31日）まで。

【注意事項】

- 認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- 3号認定は満3歳を迎える前日（誕生日の前々日）が3号としての有効期間となります。
ただし、保育を必要とする事由が継続していれば市が職権により2号認定に切り替えます。
（保育料は変わりません。）

6 その他

各種証明書につきましては、**令和7年6月1日以降の証明日**で既に提出されており、内容に変更がない場合はコピーの添付でも構いません。

育児休業又は産前産後休暇から復帰された方で、復職証明書が**令和7年6月1日以降の証明日**で既に提出されており、内容に変更がない場合はコピーの添付でも構いません（改めて就労証明書を取得していただく必要はありません）。コピーがない場合は、ご利用の保育施設等にお申し出ください。

～ 必ずお読みください ～

- ◆ 現況届の内容は、令和7年11月1日からの支給認定に反映いたします。
10月までに支給認定変更を要する場合は、変更届に証明書類を添付し、提出してください。
- ◆ 提出期限までに、保育の必要性に関する書類の提出がなかった場合、又は不備があった場合は、認定期間が3か月となる求職活動の認定となります。
- ◆ 提出期限までに、ひとり親世帯に関する証明の提出がない場合は、11月からの保育料等は、最高階層（D10階層）で決定することになります。提出があった後に、遡及して保育料等の変更を行います。
- ◆ 提出期限までに、障害者手帳等、生活保護受給証明書、離婚調停中であることを証明する書類等の提出がなかった場合は、11月からの保育料等に影響することがあります。提出があった後に、遡及して保育料等の変更を行います。
- ◆ 「別居で同一生計の子」がいる場合は、当該子を現況届1ページの「入所児童の世帯員」の欄に必ず記入してください。各種補助金の対象者選定に影響する場合があります。
- ◆ 提出された書類は、お返しできません。コピー等が必要な場合はあらかじめご自身で写しをお取りください。
- ◆ 現況届を提出後に家庭状況（住所、連絡先、仕事、妊娠、家族構成、保育状況等）が変わった場合、また、保育料等決定後に確定申告や市民税申告等により市民税所得割課税額に変更が生じた場合は、すぐに届出をしてください。
- ◆ 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消すことになりますので、ご注意ください。保育認定を取り消すと、保育施設等が利用できなくなります。
- ◆ 保育認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、変更届等の提出が必要です。（満3歳の誕生日を迎えて3号から2号になった場合を除く）。
- ◆ 現在求職活動中の方は、保育認定有効期間内に就労し、就労証明書の提出が必要です。提出がない場合は、保育施設等の利用ができなくなります。
- ◆ 施設等を利用している方が、市外へ転出した場合は、継続して利用できない場合があります。
- ◆ 適正な保育の実施を行うため、同意をいただいた上で関係機関から資料を取得することがあります。また、関係機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。

お問い合わせ先

こども青少年局 こども入所支援担当（市役所北館2階）
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
電話（06）6489-6369 FAX（06）6489-6467